

○八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

平成2年1月16日

規則第1号

改正 平成2年9月29日規則第45号	平成2年12月26日規則第49号
平成3年2月4日規則第2号	平成3年11月13日規則第57号
平成4年11月24日規則第51号	平成5年9月30日規則第52号
平成6年3月31日規則第16号	平成6年12月15日規則第68号
平成7年12月15日規則第58号	平成8年12月13日規則第69号
平成9年3月31日規則第25号	平成9年6月30日規則第52号
平成9年12月26日規則第81号	平成10年3月31日規則第27号
平成10年7月31日規則第55号	平成10年12月14日規則第65号
平成11年3月31日規則第29号	平成11年12月28日規則第87号
平成12年12月28日規則第89号	平成13年12月28日規則第103号
平成14年9月30日規則第72号	平成14年10月15日規則第74号
平成15年10月17日規則第82号	平成16年7月30日規則第44号
平成17年3月31日規則第32号	平成18年9月29日規則第76号
平成19年3月27日規則第9号	平成20年3月31日規則第20号
平成21年3月31日規則第29号	平成22年7月20日規則第54号
平成24年9月21日規則第69号	平成24年12月27日規則第74号
平成25年12月19日規則第54号	平成26年3月31日規則第15号
平成26年10月6日規則第36号	平成27年12月28日規則第92号
平成28年3月31日規則第21号	平成28年12月27日規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年八王子市条例第44号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(20歳未満で市規則で定める程度の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する市規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(市規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する市規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

（父又は母の市規則で定める程度の障害の状態）

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する市規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

（市規則で定める児童）

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する児童で市規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（市規則で定める法令）

第6条 条例第3条第1項に規定する市規則で定める法令は、次のとおりとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（市規則で定める対象者）

第7条 条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われるものに準ずるもので市規則で定めるものは、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

(市規則で定める施設)

第8条 条例第3条第2項第2号に規定する市規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者がいる場合は、当該者を除く。)をいう。

(所得の額)

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する市規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3のとおりとし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童(父から認知された児童を除く。)であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第1号ただし書の規定によりひとり親等(父又は母に限る。以下この項において同じ。)が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する市規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(所得制限の特例)

第10条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の12月31日までの医療費の助成については、その損害を受けた年の前年又は

前前年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(所得の範囲)

第11条 条例第4条第3項に規定する所得の範囲は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。)に係る所得(以下「養育費」という。)とする。

(所得の額の計算方法)

第12条 条例第4条第3項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額、同条第12項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した

額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 各障害者につき27万円(当該障害者が同項第6号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者(父又は母を除く。) 27万円(当該控除を受けた者(父又は母を除く。)が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)
- (4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円
- (5) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額
(医療証の交付申請等)

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭医療費助成制度医療証交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者、若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書(第2号様式)
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 世帯の全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前前年の所得の状況を証する書類
- (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度分の市町村民税の課税の状況を証する書類
- (7) 養育費等に関する申告書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで、第7号及び第8号の書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（第3号様式）を交付する。ただし、そのうち次条に規定する者と決定したときは、医療証（第3号様式の2）を交付する。また、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（第4号様式）により通知する。

（市規則で定める額）

第14条 条例第6条第1項に規定する市規則で定める額は、同項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、同令第15条第1項各号又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず44,400円とし、同令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、同令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず、12,000円とする。

（対象者等負担額等の助成対象者）

第15条 条例第6条第2項に規定する市規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の市町村民税（地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない者又は特別区若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）とする。

（一部負担金の減免）

第16条 市長は、高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第33条に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金相当額等（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）について減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費助成制度一部負担金減免申請書（第5号様式）に前項に規定する要件に該当することを明らかにする

ことができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、ひとり親家庭医療費助成制度一部負担金減免証明書（第6号様式。以下「証明書」という。）を交付し、また、同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、ひとり親家庭医療費助成制度一部負担金減免不承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

4 前項の規定により証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、併せて当該証明書を提示しなければならない。

（医療証の有効期間）

第17条 医療証の有効期間の始期は、第13条第1項に規定する申請を行った日とする。

2 ひとり親等が災害その他やむを得ない理由により、第13条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請を行ったときは、前項の規定にかかわらず、医療証の有効期間の始期は、ひとり親等がやむを得ない理由により申請をすることができなくなった日とする。

3 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

（医療証の返還）

第18条 ひとり親等は、その家庭に属する対象者がその資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第19条 ひとり親等は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭医療費助成制度医療証再交付申請書（第8号様式）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 ひとり親等は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（助成の方法の特例）

第20条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1）国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

（2）高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項に規定する高額療養費に相当す

る額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第14条に定める高額療養費算定基準額を控除した額を支給するとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要なと認めるとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭医療助成費支給申請書(第9号様式)により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項第1号に該当する場合(八王子市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合を除く。)にあつては療養費又は家族療養費の支給額を証する書類を、同項第3号に該当する場合にあつては同号に該当することが確認できる書類を添付しなければならない。

(届出)

第21条 条例第9条第1項に規定する届出は、ひとり親家庭医療費助成制度申請事項変更(消滅)届(第10号様式)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第9条第2項の市規則で定める届出は、毎年1回ひとり親家庭医療費助成制度現況届(第1号様式の2)に第13条第1項各号(同項第5号を除く。)に掲げる書類、医療証並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、当該書類(同項第1号及び第6号の書類並びに医療証を除く。)の添付を省略することができる。

3 条例第9条第3項の市規則で定める届出は、ひとり親家庭医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届(第11号様式)により行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第22条 市長は、対象者が条例第3条に規定する対象者に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭医療費助成制度受給資格消滅通知書(第12号様式)により当該対象者であったものの属するひとり親等に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第23条 条例第11条第1項の市規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭医療費助成制度に係る債権譲渡について(第13号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第11条第2項の市規則で定める通知は、同条第1項の規定により譲渡した損害賠償の請求権の額、当該請求権発生の原因である第三者の行為、当該請求権の譲渡日及び当

該請求権の譲受人が市である旨を記載した書面を、郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項に規定する内容証明により送付することにより行わなければならない。

（添付書類の省略）

第24条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月29日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年12月26日規則第49号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年2月4日規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成3年11月13日規則第57号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年11月24日規則第51号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年9月30日規則第52号）

この規則中、第1号様式の2、第4号様式及び第8号様式の改正規定は平成5年10月1日から、別表第3の改正規定は平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第16号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月15日規則第68号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成7年12月15日規則第58号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成8年12月13日規則第69号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第25号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月26日規則第81号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第27号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第6条第5号及び第13条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月31日規則第55号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成10年12月14日規則第65号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第29号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月28日規則第87号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第89号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成13年12月28日規則第103号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日規則第72号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年10月15日規則第74号）

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 平成14年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成15年10月17日規則第82号）

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成16年7月30日規則第44号）

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第32号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年9月29日規則第76号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第13条の2及び第15条の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月27日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第20号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平成22年7月20日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月21日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成24年12月27日規則第74号）

- 1 この規則は、平成25年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年12月19日規則第54号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第15号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月6日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年10月1日から平成27年12月31日までの間の療養に係るこの規則による改正後の八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第11条及び第12条第1項の規定の適用については、新規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、新規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成28年1月1日から同年12月31日までの療養に係る新規則第11条及び第12条第1項の規定の適用については、新規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、新規則第12条第1項中

「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 92 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 27 日規則第 64 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第 12 条第 1 項の規定は、平成 31 年 1 月 1 日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

- (1) 両眼の視力の和が 0・08 以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (4) そしゃくの機能を欠くもの
- (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両上肢の親指及び人差指又は中指を欠くもの
- (7) 両上肢の親指及び人差指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (9) 一上肢のすべての指を欠くもの
- (10) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (13) 一下肢を足関節以上で欠くもの
- (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受ける

か、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第4条関係）

(1) 両眼の視力の和が0・04以下のもの

(2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

(3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

(4) 両上肢のすべての指を欠くもの

(5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

(6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

(7) 両下肢を足関節以上で欠くもの

(8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

(10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの

(11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3（第9条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等及び扶養親族等でない児童の数	金額
0人	1,920,000円

1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等及び扶養親族等でない児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額）
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第4（第9条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等及び扶養親族等でない児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等及び扶養親族等でない児童のうち1人を除いた扶養親族等及び扶養親族等でない児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第5（第9条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）

60,000円を加算した額)

関係書類を添えて、ひとり親家庭医療費助成制度の医療証の交付を申請します。
 また、私（申請者）、児童、配偶者及び扶養義務者は、認定審査及び医療費助成に必要な場合は、公簿等の調査を行うこと及びひとり親家庭の支援に必要がある場合は、本申請の記載事項について関係機関に情報提供することに同意します。

		八王子市長 殿		年 月 日			
申請者ご本人	(フリガナ) 申請者の氏名について、署名した場合は、押印を省略することができます。						
	氏名		性別	生年月日			
	個人番号 ()		男・女	年 月 日			
	住所 〒 八王子市		自宅電話番号 ()	携帯電話番号 ()			
勤務先 (名称) 又は職業		勤務先電話番号 ()					
配偶者 (夫又は妻) がいる⇒ いない	障害の有無		申請者医療費負担	ない ある			
	本人 (フリガナ) 氏名 生年月日 年 月 日		級	後期高齢者医療給付			
配偶者 (夫又は妻) がいない	配偶者 (フリガナ) 氏名 生年月日 年 月 日		級	ない ある			
	個人番号 ()		級	養育費について			
		障害年金		ある ない			
児童について	氏名 (生年月日)	続柄 同居・別居	障害の有無 (手帳の有無)	受給事由	事由発生年月日	子の父母の氏名 生年月日	医療費公費負担
	(フリガナ) (年 月 日) 個人番号 ()	同居 別居	障害 有・無 身障手帳 級 愛の手帳 度	離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁 未婚 保護命令 その他 ()	年 月 日	(父) 年 月 日 (母) 年 月 日	乳 子 胎 産 なし
	(フリガナ) (年 月 日) 個人番号 ()	同居 別居	障害 有・無 身障手帳 級 愛の手帳 度	離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁 未婚 保護命令 その他 ()	年 月 日	(父) 年 月 日 (母) 年 月 日	乳 子 胎 産 なし
	(フリガナ) (年 月 日) 個人番号 ()	同居 別居	障害 有・無 身障手帳 級 愛の手帳 度	離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁 未婚 保護命令 その他 ()	年 月 日	(父) 年 月 日 (母) 年 月 日	乳 子 胎 産 なし
	(フリガナ) (年 月 日) 個人番号 ()	同居 別居	障害 有・無 身障手帳 級 愛の手帳 度	離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁 未婚 保護命令 その他 ()	年 月 日	(父) 年 月 日 (母) 年 月 日	乳 子 胎 産 なし
	(フリガナ) (年 月 日) 個人番号 ()	同居 別居	障害 有・無 身障手帳 級 愛の手帳 度	離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁 未婚 保護命令 その他 ()	年 月 日	(父) 年 月 日 (母) 年 月 日	乳 子 胎 産 なし
18歳以上で同居の親族	氏名 (生年月日)	申請者との続柄	氏名 (生年月日)	申請者との続柄	氏名 (生年月日)	申請者との続柄	
	(年 月 日) 個人番号 ()		(年 月 日) 個人番号 ()		(年 月 日) 個人番号 ()		

第1号様式の2 (第21条関係)

年度 ひとり親家庭医療費助成制度現況届

届 出 者	様		整理番号		受付確認年月日		
			電話番号				
			フリガナ				
勤務先名				勤務先電話番号			
本人の所得額	〔扶養親族 人〕		配偶者又は扶養義務者の所得額	氏名 続柄	〔扶養親族 人〕		
受 給 対 象 者	氏名	生年月日	続柄	同居・別居の別	障害	公費負担	受給者番号
ひとり親家庭医療費助成制度の受給資格の現況を届け出ます。							
八王子市長 殿				氏名		年 月 日 ㊟	

(注) 届出者の氏名について、署名した場合は、押印を省略することができます。

第2号様式の1 (第13条関係)



ひとり親家庭等認定調書
(離婚の場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

氏 名

㊟

第2号様式の2 (第13条関係)



ひとり親家庭等認定調書

(死亡の場合)

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死亡年月日	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

氏 名



第2号様式の3 (第13条関係)



ひとり親家庭等認定調書
(障害の場合)

障害の状態にある児童の父又は母の氏名	
障害名	
確認方法	1 障害基礎年金(1級)受給 (証書の記号番号) 2 診断書
その他参考事項	

上記の障害確認が診断書による場合

就労状況	1 就労している 2 就労していない (理由) 3 現在休職中 (休職期間)
日常生活状況	1 介護状況 (常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況 (手助けが必要・その他)
通院等の状況	通院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回 延 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八王子市長 殿

住所

氏名



第2号様式の4（第13条関係）



ひとり親家庭等認定調書

（生死不明の場合）

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない 期	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない 状 況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

氏 名



第2号様式の5（第13条関係）

① ひとり親家庭等認定調書

（遺 棄 の 場 合）

遺棄している児童の父又は母の氏名	
遺 棄 の 期 間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父（母） 2 養父（母）
遺 棄 の 区 分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母行方の状況	1 不明 2 判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有 (1) 時々あり（月 回ぐらい） (2) 年 月までありその後なし
仕 送 り	1 無 2 有 (1) 定期的にあり（月 万円） (2) 時々あり（1回 万円） (3) 年 月までありその後なし
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有（ 年 月 警察署届出）
離 婚 の 意 志	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母が貸金業者から借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有（抹消予定 年 月 日）
生 計 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八王子市長 殿

住 所
氏 名

㊟

第2号様式の6（第13条関係）



ひとり親家庭等認定調書

（保護命令に該当する場合）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令決定日	年 月 日
添付書類	別添 保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八王子市長 殿

住所
氏名



第2号様式の7（第13条関係）

秘

ひとり親家庭等認定調書

（拘禁の場合）

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘禁期間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添付書類	別添 拘禁証明書
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

氏 名

印

第2号様式の8（第13条関係）

① ひとり親家庭等認定調書

（未婚の女子の子に該当する場合）

父の状況	1 不明 （理由） 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1 有 2 無
子供の安否を気遣う電話、手紙等	1 有 （1）時々あり（月 回ぐらい） （2）年 月までありその後なし 2 無
子供の安否を気遣う訪問	1 有 （1）時々あり（月 回ぐらい） （2）年 月までありその後なし 2 無
仕送りの状況	1 有 （1）定期的にあり（月 万円） （2）時々あり（1回 万円） （3）年 月までありその後なし 2 無
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

氏 名

②

第2号様式の9（第13条関係）

㊞ ひとり親家庭等認定調書

（父母死亡及びその他の養育者の場合）

児童の父の状況	1 死亡（ 年 月 日死亡） 2 その他
児童の母の状況	1 死亡（ 年 月 日死亡） 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

氏 名

㊞

第3号様式（第13条関係）
（表）

(親) 医療証 (一部) (食)	
住 所	
氏 名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
次の受給者は、八王子市ひとり親 家庭の医療費の助成に関する条例に より医療費の一部を八王子市が助成 するものであることを証明する。 八王子市長	
交付年月日	年 月 日

受給者	番号・氏名	備 考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

受給者	番号・氏名	備 考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

(裏)

御 注 意

第3号様式の2 (第13条関係)
(表)

(親) 医療証 (食)	
住 所	
氏 名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
<p>次の受給者は、八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を八王子市が助成するものであることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">八王子市長</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	
交付年月日	年 月 日

受給者	番号・氏名	備 考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

受給者	番号・氏名	備 考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

(裏)

御 注 意

第4号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長 ㊟

ひとり親家庭医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました医療証の交付については、下記の理由によりひとり親家庭医療費助成制度の対象となりませんので通知します。

記

1 氏 名
2 却下理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で八王子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第16条関係）

ひとり親家庭医療費助成制度
一部負担金減免申請書

負担者番号							
受給者番号							
受給者	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	住所						
傷病名							
発病又は負傷年月日		年 月 日					
申請の理由							

上記のとおり、ひとり親家庭医療費助成制度の一部負担金の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

八王子市長 殿

住所
氏名

㊞

第6号様式（第16条関係）

ひとり親家庭医療費助成制度
一部負担金減免証明書

負担者番号							
受給者番号							
受給者	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	住所						
減額・免除の別	減額（ 円） ・ 免除						
有効期間	自	年 月 日					
	至	年 月 日					

上記のとおり、ひとり親家庭医療費助成制度の一部負担金を減免し、減免額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

八王子市長

㊟

第7号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

ひとり親家庭医療費助成制度一部負担金減免不承認通知書

年 月 日付で申請のありましたひとり親家庭医療費助成制度の一部負担金の減免については、下記の理由により助成をしないことに決定しましたので通知します。

記

1 氏 名

2 不承認理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で八王子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第19条関係）

ひとり親家庭医療費助成制度医療
証再交付申請書

年 月 日

八王子市長 殿

住 所
氏 名 ⑩

下記の理由により、ひとり親家庭医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他
(具体的に書いてください)

第9号様式（第20条関係）

ひとり親家庭医療助成費支給申請書

支給決定額 * 円

負担者番号						世帯主組合員	
受給者番号						被保険者氏名	
保険の種類					被保険者証 記号番号		
保険者名	符号				名称		
対象者氏名					生年月日	年	月 日
申請の種類	1 一般 5 移送	2 歯科 6 補装具	3 薬剤 7 その他	4 看護			
入院・入院外の別	1 入院	2 入院外					
診療等を受けた期間	年 月 日から				年	月 日	
医療費総額 (一部負担金相当額 等)	(円	円)
支給申請額						円	
病院等の名前 所在地	名前 所在地						
申請の理由 (詳しく書いてくだ さい。)							
支給額は、下記の口座にお振込みください。							
振込先 金融機関	銀行 店		1 普通	口座番号			
			2 当座	口座名義			
上記のとおり、ひとり親家庭医療費助成制度の医療助成費の支給を申請します。 年 月 日 八王子市長 殿 住所 氏名 ㊟							

(注意)

第10号様式（第21条関係）

ひとり親家庭医療費助成制度申請
事項変更（消滅）届

医療証 番号	負担者番号									
	受給者番号									
変更 の 場 合	新 (旧 氏 名)	() () () () () () () () () () のため変更)								
	新 (旧 住 所)	() () () () () () () () () () 電話								
	(新) 勤務 内容	職 業								
		勤 務 先								
		勤 務 先 住 所								
	(新) 加入 医療 保険	保 険 の 種 類								
		被 保 険 者 (世帯主・組 合員)氏名						申 請 者 と の 続 柄		
		被 保 険 者 証 記 号 番 号	記 号					番 号		
		保 険 者 名	符 号					名 称		
		保 険 者 住 所 地	電 話							
付 加 給 付 の 有 無		有 ・ 無								
そ の 他 の 事 項										
変 更 年 月 日		年 月 日								
消 滅 の 場 合	消 滅 理 由	1 他区（市町村）に転出 (転出先 電話) 2 生活保護受給 3 死亡 4 ひとり親家庭でなくなった (具体的理由) 5 その他 ()								
	消 滅 年 月 日	年 月 日								
上記のとおり、ひとり親家庭医療費助成制度の（申請事項が変更になりました） （受給資格が消滅しました） ので届け出します。 年 月 日 八王子市長 殿 住所 氏名 ㊞										

第11号様式 (第21条関係)

ひとり親家庭医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届

対象者 (被害者)	負担者番号																	加入保険者名																				
	受給者番号																		保険者番号																			
	氏名	(年 月 日生)																被保険者氏名																				
第三者行為(事故) の状況	発生日時																	発生場所																				
	原因及び 被害の状況																																					
第三者 (加害者)	住所																																					
	氏名																	電話番号	()																			
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名															電話番号	()																			
			所在地																																			
	任意保険	保険会社名															電話番号	()																				
所在地																																						

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

八王子市長 殿

ひとり親等 住所

氏名

㊞

第12号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊦

ひとり親家庭医療費助成制度受給資格消滅通知書

下記の理由により、ひとり親家庭医療費助成制度受給資格が消滅しましたので通知します。

記

1 消滅者氏名	
2 消滅年月日	年 月 日
3 消滅理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で八王子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第23条関係）

ひとり親家庭医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

八王子市長 殿

対象者（被害者） 住所

氏名

Ⓣ

（ 年 月 日生）

八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第11条第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について八王子市から助成を受けた額の限度において、私が加害者に対して有する下記損害賠償請求権を八王子市に譲渡します。

記

譲渡する債権	債権額	金 円			
	事故発生日時		事故発生場所		
	原因及び被害の状況				
債務者（加害者）	住所				
	氏名		電話番号	（ ）	
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名	電話番号	（ ）
			所在地		
	任意保険	任意保険	保険会社名	電話番号	（ ）
			所在地		

第1号様式（第13条関係）
第1号様式の2（第21条関係）
第2号様式の1（第13条関係）
第2号様式の2（第13条関係）
第2号様式の3（第13条関係）
第2号様式の4（第13条関係）
第2号様式の5（第13条関係）
第2号様式の6（第13条関係）
第2号様式の7（第13条関係）
第2号様式の8（第13条関係）
第2号様式の9（第13条関係）
第3号様式（第13条関係）
第3号様式の2（第13条関係）
第4号様式（第13条関係）
第5号様式（第16条関係）
第6号様式（第16条関係）
第7号様式（第16条関係）
第8号様式（第19条関係）
第9号様式（第20条関係）
第10号様式（第21条関係）
第11号様式（第21条関係）
第12号様式（第22条関係）
第13号様式（第23条関係）